

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、 褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院は、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準をみたしております。